

各企業局建設工事等入札参加資格者 様

奈良市公営企業管理者  
池 田 修

平成28年度以降奈良市企業局発注工事における適正化について（通知）

記

公共工事の入札、請負契約の適正化を図り、公共工事の適正な施工を確保することで、建設事業者の資質の向上を図り、また公共工事の品質確保に資することを目的とし、今年度から下記事項を実施致します。

○実施事項

1. 入札時において、見積内訳書の提出を義務付けます。
  2. 入札参加者は、別紙「確約書」の各項目について確約できるものとし、受注者は契約時において当書面に記名・押印を義務付けます。
  3. 契約後において、発注者（監督員）及び受注者（現場代理人・主任技術者等）が当該工事の内容確認の為に事前協議を行います。
  4. 竣工検査による成績については、受注者（現場代理人・主任技術者等）が立会のもと工事検査評定を行うものとします。
- ※ 受注者が奈良市企業局工事請負契約約款第47条、または奈良市企業局建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（ホームページ参照）に違反があった場合には、約款または要領に基づき契約の解除または入札参加停止の措置を行うことがあります。